

令和8年8月6日

学生・教員 各位

教務部長

【2026.08.06 18時現在】台風13号の接近に伴い期末試験が中止になった場合の取扱いについて

台風13号が期末試験期間中に沖縄本島地方に接近する見込みです。

本学では学生及び教職員の安全を最優先するとともに、学内施設の安全確認を行うことから、暴風により期末試験が中止になった場合の取扱いについて、下記のとおりとします。

なお、今回の台風は非常に強い勢力と予想されるため、事前の台風対策及び気象予報の確認を各自で徹底し、安全確保に努めてください。

記

8月7日（金）について

- ・暴風警報発令中の可能性が高いことから、期末試験は終日中止とし、構内への入構も禁止とします。
- ・8月7日（金）の期末試験の振替日は、8月14日（金）とします。

8月8日（土）～9日（日）について

- ・暴風警報発令中の恐れがあることから、終日構内への入構を禁止とします。

追試験について

追試験については、以下の取扱いとします。

- ・8月3日（月）～6日（木）までの追試分は、8月13日（木）で実施します。
- ・8月7日（金）の振替日である8月14日（金）に受験できなかった場合の追試は、8月20日（木）に実施します。その際の追試験申請は8月17日（月）までに教務課に提出すること。

以上

参考：「暴風時の講義等の取り扱いに関する申合せ」（抜粋）

（暴風警報発令の場合の授業の取扱い）

第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- （1） 午前7時現在、沖縄本島の一部に暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（ただし、沖縄本島の周辺離島及び海上に発令された警報は除く。）は、午前中の授業は休講とする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、3時限目から授業を行う。
- （2） 午前10時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての授業を休講とし、構内への入構を禁ずる。
- （3） 授業中に警報が発令された場合は、直ちに授業を中止する。
- （4） 警報発令時は、学生の身の安全を最優先し、授業の実施方法（対面・遠隔）にかかわらず、全ての授業を休講とする。
- （5） 警報発令によって休講となった授業の補講は、学年暦に定められた一斉補講日又は学長が指定する日時に実施する。
- （6） 警報発令によって中止となった定期試験は、原則として翌週の当該曜日及び時限に行う。
- （7） その他、この取扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は速やかに適切な措置を講じるものとする。

参考：「追試験実施要項」（抜粋）

（1）受験資格

①本人が病気の場合

医師に診断書を依頼する際に必ず「安静を要する」以上の内容、及び試験欠席日を含む日付を記載するように依頼する。（※本学所定の診断書様式はありません。）記入例：「インフルエンザのため令和8年8月3日より5日程の安静療養を要する」

②二親等以内の親族の死亡による忌引きの場合

死亡の場合、告別式等の日程が記載された「会葬通知」等が必要。

③公共交通機関の運休または遅延の場合

交通機関発行の「遅延証明」が必要になる。また、自らが運転する乗用車、バイク、自転車等が交通事故にあった場合は、警察署の発行する「事故証明」を取得すること。

④就職試験を受験した場合

就職試験の日時・場所が記載された書面を提出すること。

⑤遠征試合に参加する場合

試合の日時・場所が記載された書面を提出すること。

⑥その他、全学教務委員長および当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合

その他、上記以外の場合は、第三者の証明書を原則として提出すること。

また、当該授業科目の担当教員からは、「追試験許可願」への署名、またはメールやチャットによって受験許可を得ること。